浦安市公告第1-426号

2026/11/6

一般競争入札の実施

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定による一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年10月7日

浦安市長　　内　田　悦　嗣

１　入札に付する事項

(1)　工事名　（仮称）子ども・子育て支援複合施設整備事業建築工事

(2)　工事場所　浦安市日の出四丁目１番１及び７

(3)　工期　契約締結日の翌日から令和10年12月15日まで

ア　本工事は、フレックス工期契約制度を適用する工事である。

（工事着手期限日：契約締結日から60日以内）

(4)　工事概要

別紙仕様書のとおり、建築一式工事（以下「本件発注工種」という。）を実施する。

・構造　鉄骨造

・階数　地上２階、地下１階建て

・建築面積　1638.08㎡

・延床面積　2690.72㎡

(5)　事業担当課　生涯学習部　生涯学習課

(6)　その他

ア　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日制工事（発注者指定方式）である。

２　予定価格　2,710,000,000円（消費税額及び地方消費税額を除く。）

３　最低制限価格　事後公表

浦安市最低制限価格運用要領
(https://www.city.urayasu.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/005/061/saiteiseigen202406.pdf)

4　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1)　単体の場合

ア　令和8・9年度浦安市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める本件発注工種に係る特定建設業の許可を受けている者であって、浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年７月27日制定）に基づく指名停止措置をこの公告の公示の日から本件の開札の日までの間に受けていない者であること。

イ　この公告の公示の日において、本市の本件発注工種の格付けがＡ等級の者であって、建設業法第27条の23第１項の規定による経営事項審査の結果の本件発注工種の総合評定値(P)が1,000点以上の者であること。

ウ　イにかかわらず、市内に本店又は権限の委任を受けた営業所がある者（市内での営業年数が３年以上の者に限る。）については、この公告の公示の日において、本市の本件発注工種の格付けがＡ等級の者であって、建設業法第27条の23第１項の規定による経営事項審査の結果の本件発注工種の総合評定値(P)（官公需適格組合である事業協同組合及び経常建設共同企業体にあっては、資格者名簿に登載された本件発注工種に係る総合点数）が800点以上の者であること。

エ　本件工事について、本件発注工種に係る監理技術者を専任で配置できる者であること。

オ　この公告の公示の日までの 10 年間に本件工事と同種工事の施工実績のある者であること。ただし、共同企業体での施工の場合は、代表者又は 50 パーセント以上出資者として施工実績のある者であること。

なお、同種工事の施工実績は、次の条件をすべて満たすものとする。

（ア）　１件で1,490,500,000円以上の建築一式工事を元請として施工実績のある者であること。

（イ）　延べ床面積が 1,400 平方メートル以上の学校、公民館、図書館、美術館、博物館、ホテル、マンション等の新築工事等を元請として施工実績のある者であること。

カ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定のほか、次に該当しない者であること。

（ア）　本件の開札の日前、２年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、又は６か月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出した者

（イ）　会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

（ウ）　民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

キ　社会保険等に加入していること。

(2)　特定建設工事共同企業体の場合

当該工事の施工を目的として結成され、当該工事の完了・引渡しにより解散する２社で構成される特定建設工事共同企業体（ 以下「特定ＪＶ」という。） であって、各構成員の要件は、次のとおりとする。

ア　各構成員に共通する事項

（ア）　資格者名簿に登載されている者のうち、建設業法に定める本件発注工種に係る特定建設業の許可を受けている者であって、浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置をこの公告の公示の日から本件の開札の日までの間に受けていない者であること。

（イ）　本件発注工種に係る建設業の許可を受けてから５年以上の営業実績がある者であること。

（ウ）　地方自治法施行令第167条の４の規定のほか、次に該当しない者であること。

a　本件の開札の日前、２年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、又は６か月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出した者

b　会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

c　民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基

づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

（エ）　特定ＪＶの代表者（以下「代表者」という。）の出資比率は構成員のうち最大の出資比率であり、代表者以外の構成員の出資比率は30パーセント以上であること。

（オ）　社会保険等に加入していること。

イ　代表者に関する事項

（ア）　この公告の公示の日において、本市の本件発注工種の格付けがＡ等級の者であって、建設業法第27条の23第１項の規定による経営事項審査の結果の本件発注工種の総合評定値(P)が1,000点以上の者であること。

（イ）　本件工事について、本件発注工種に係る監理技術者を専任で配置できる者であること。

（ウ）　この公告の公示の日までの 10 年間に本件工事と同種工事の施工実績のある者であること。ただし、共同企業体での施工の場合は、代表者又は50 パーセント以上出資者として施工実績のある者であること。

なお、同種工事の施工実績は、次の条件をすべて満たすものとする。

ａ　１件で 1,490,500,000 円以上の建築一式工事を元請として施工実績のある者であること。

ｂ　延べ床面積が 1,400 平方メートル以上の学校、公民館、図書館、美術館、博物館、ホテル、マンション等の新築工事等を元請として施工実績のある者であること。

ウ　代表者以外の構成員に関する事項

（ア）　この公告の公示の日において、市内に本店を有していること。

（イ）　本件工事について、本件発注工種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置できる者であること。

（ウ）　官公需適格組合である事業協同組合又は経常建設共同企業体以外の者の場合にあっては、この公告の公示の日において、資格者名簿に登載された土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び造園工事の中で本件発注工種に係る総合点数が最も高い者であること。

（エ）　この公告の公示の日において、本市の本件発注工種の格付けがＡ等級の者であること。

5　入札に参加できない者

(1)　官公需適格組合である事業協同組合、経常建設共同企業体又は特定ＪＶの構成員としてこの入札に参加する者は、別の官公需適格組合である事業協同組合、経常建設共同企業体若しくは特定ＪＶの構成員として、又は単体として、この入札に参加することはできない。

6　設計図書等の縦覧場所等

本件設計図書等を次のとおり縦覧に供する。

(1)　場所　ちば電子調達システム

（https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/）

の入札情報サービス

(2)　期間　この公告の公示の日から開札の日まで

7　参加申請

(1)　方法

参加申請は、次の資格確認資料をちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出し、これを行う。

ア　資格確認資料

（ア）資格確認書

（イ）経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

（ウ）建設業許可証明書等の写し（許可区分及び当該営業所が確認できる項のみで可）

（エ）配置予定技術者の監理技術者資格者証の写し（主任技術者の場合にあっては、主任技術者であることを証する書類）

（オ）（エ）の配置予定技術者が直接的かつ恒常的に３ヵ月以上雇用関係にあることが確認できる書類の写し（社会保険標準報酬月額決定通知書もしくは住民税特別徴収額の通知書等）。なお、提出の際は必要な部分以外を黒塗りの上、提出すること。

（カ）営業所の専任技術者が確認できる書類（専任技術者証明書等）の写し

（キ）資格確認書に記載した同種工事の施工実績（コリンズ工事カルテ又は契約書等の写しで、発注機関名、工事名、契約金額、工事概要等、公告条件を満たすことが確認できるもの。）共同企業体による実績を提出する場合

は、協定書の写しを添えること。なお、同種の工事の施工実績（現在施工中のものを含む。）については、官公庁関係の実績を主として提出すること。

イ　提出方法

上記の資格確認資料を、上から順にファイル名に付番したものを電子ファイル化（ＰＤＦ等）し、電子入札システムの添付機能により提出すること。

上記による提出が困難な場合は、浦安市財務部契約課に持参すること。

なお、特定ＪＶとして参加する場合は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書の写し、特定建設工事共同企業体委任状、特定建設工事共同企業体使用印鑑届を浦安市財務部契約課に持参すること。

ウ　資格の確認

参加申請を行った者に対し電子入札システムにより競争参加資格確認通知書が送付されるが、参加資格の審査は、開札後に落札候補者を指定して行う。

資格確認資料の不足などにより入札執行者から提出を求められた場合は、速やかに提出すること。資格確認資料については、公表の対象とする。

また、開札後の参加資格の審査時に、参加申請期間中に指定した配置予定技術者が変更となる場合は、落札候補者は開札後速やかに申し出て、落札決定前までに新たな配置予定技術者の資格確認資料を提出しなければならない。

(2)　申請期間

令和8年10月19日午前9時から10月21日午前9時まで

8　設計図書等に関する質疑

質疑のある場合は、**令和8年10月22日午前9時まで**に質疑書を浦安市財務部契約課のメールアドレス（nyusatsu@city.urayasu.lg.jp）に送付することにより行う。この場合において、送付するメールの件名は、本件入札の工事名に「（質疑）」を加えたものとする。

なお、当該質疑に対する回答は、**令和8年10月27日午前9時まで**にちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。

9　入札

(1)　入札書の提出の方法

入札書の提出は、電子入札システムにより、内訳書を添付し、これを行う。この場合において、入札参加者は、電子くじの場合に備え、３ケタのくじ番号を入力すること（入力のない場合、電子入札システムによる自動付番とする。）。

(2)　入札書の提出の期間

令和8年11月4日午前9時から11月6日午前9時まで

(3)　開札日時

令和8年11月6日午前9時30分

なお、開札に立ち会う場合、開札日時までに庁舎４階の入札室付近で待機すること。

10　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2)　契約保証金

契約に際しては、浦安市契約事務規則（平成８年規則第24号）第27条の規定により所定の契約保証金を納めなければならない。

11　失格

次のいずれかに該当する入札参加者は、失格とする。

(1)　次のとおり浦安市契約事務規則第11条の規定により無効とされる入札をした者

ア　参加資格のない者のした入札書

イ　同一人がした２以上の入札書

ウ　入札者が協定してした入札書

エ　金額その他記載事項が明らかでない入札書

オ　入札条件に違反して入札した入札書

(2)　ＩＣカードを不正に使用し、入札をした者（登録情報を変更せず参加した場合を含む）

(3)　内訳書の提出を必要とする入札において、内訳書を提出しなかった者

(4)　予定価格を超える金額で入札をした者

(5)　最低制限価格を下回る金額で入札をした者

(6)　期限までに資格確認資料を提出しなかった落札候補者

(7)　入札参加資格審査で不適格とされた者

12　事後審査方式による落札者の決定方法等

(1)　入札参加資格の確認及び落札者の決定は、開札後に行うものとする。

(2)　予定価格等の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（以下「落札候補者」という。）の審査の結果、入札参加資格等の条件を満たしていないと認めた場合、その者を失格とし、当該落札候補者の次に低い価格を入札した者について審査を行い、入札参加資格等の条件を満たしていると認められる落札者が決定するまで審査を行うものとする。

(3)　落札者の決定後、その結果を入札情報サービスに掲載する。

13　その他必要と認める事項

(1)　入札条件に適合しなければ、入札に参加できない。

(2)　入札参加に当たり、法令等を遵守し、談合等による入札の公正を害するような行為は一切しないこと。

　なお、談合等の疑いが生じたときは、入札参加の取消しその他市の執る措置に従い、一切の異議申立てはできない。

(3)　入札が執行されるまで、入札に参加することを、業者間はもとより、外部には一切漏らさないこと。また、入札参加希望者の入札前の公表はしない。

(4)　入札の参加の辞退は、入札書の提出の期間内に、電子入札システムによりこれを行う。

(5)　予定価格を超える入札及び最低制限価格に満たない入札は、失格とする。

(6)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7)　入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

(8)　入札回数は１回とし、落札となるべき同価の入札をした者が２以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(9)　現場説明会は、実施しない。

(10) 契約金は、工事完了後支払うものとする。ただし、浦安市公共工事の前金払及び中間前金払取扱要領（平成27年11月1日制定）に基づく前金払い及び中間前金払を行うことができる。また、部分払いは2回に限り行うことができる。

(11) 入札参加者がいない場合は、入札を中止する。

(12) 落札者は、落札した工事契約に係る工事を下請事業者に委託する場合については、他の者に委託する契約金額の20パーセント以上を市内業者に委託するよう努めること。

(13) 落札者は、落札した工事契約に係る工事について、工事用資材を購入する場合には、可能な限り市内業者から購入すること。

(14) その他入札条件等を遵守すること。

(15) 天災により電子入札システムが利用できない場合等、電子入札システムによる方法以外の方法による提出等を認めることがある。

(16) 紙入札の場合は、入札参加申請書を入札参加申請期間に契約課に持参すること。また、入札書・内訳書の提出に当たっては、長３封筒に封入封緘し、案件名、開札日、会社名、会社所在地を表示した上で入札書提出期間に浦安市財務部契約課へ持参すること。

14　契約の成立要件

(1)　落札者の決定後、速やかに仮契約を締結しなければならない。

(2)　本件の入札に係る契約の締結は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年3月31日条例第9号）により、浦安市議会の議決を要する。

(3)　浦安市議会で可決されるまでの間に、落札者（事業協同組合、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、代表者又は構成員）が以下の事由に該当した場合、本工事の仮契約を解除する。

ア　手形交換所による取引停止処分を受け、又は不渡手形若しくは不渡小切手を出した場合

イ　会社更生法による更生手続開始の申立を行った場合

ウ　民事再生法による再生手続開始の申立を行った場合

エ　浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置に該当した

場合

オ　その他本件の入札に参加する者に必要な資格を喪失した場合

(4)　浦安市議会での可決を得られない場合や議案の提出ができない場合など本件の仮契約が解除となった場合または本契約とならない場合、契約は取消しとなり、発注者は損害賠償の責を負わない。